

下水道使用料の改定について

●2019年5月使用分(6月請求)から官公署、公民館、事業所、営業用等の下水道使用料(水量計算)を値上げします。ご理解とご協力をお願いします。

※なお一般家庭用の下水道使用料(人数計算)の改定はありません。

下水道使用者の皆さまにはご負担をお掛けすることとなりますが、将来にわたり快適な生活環境を提供するため、下水道経営の健全化に向けた取り組みに一層の努力をまいりますので、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆下水道使用料改定の内容◆

1 一般家庭用 1ヶ月1世帯	し尿と雑排水	※変更なし(世帯員数に500円を乗じた金額)		
	雑排水のみ	※変更なし(世帯員数に400円を乗じた金額)		
2 官公署、公民館、事業所、営業用等 (連合用の場合は1世帯あたり平均水量を算出し算定) 1ヶ月につき	水道水のみ使用	水量区分	現行	変更
		8㎡まで	500円	700円
		8㎡を超え 30㎡まで1㎡につき	70円	70円
		30㎡を超え 50㎡まで1㎡につき	70円	85円
		50㎡を超え 100㎡まで1㎡につき	70円	100円
		100㎡を超え 400㎡まで1㎡につき	70円	115円
400㎡を超えるものは1㎡につき	70円	130円		

連合用とは

1個のメータを二世帯以上の共同住宅で使用の場合、使用者からの申請により「連合用」の扱いを受けることができます。下水道使用料は使用水量が増えると単価が高くなりますが、連合用では各戸が均等に使用したものととして料金を計算するため、全体を1戸として計算する場合に比べ、使用料が安くなります。

※連合世帯数は居住用のみで、店舗・事務所等は含まれません。

お問い合わせ：上下水道課 下水道係 ☎966-1190

『ゆうなカフェ』の開催について

住民の繋がりを大切にしたい居場所づくりとして「ゆうなカフェ」を開催いたします。

情報交換や仲間づくりの場として参加してみませんか？

日時 4月17日(水)午後2時～午後4時
(毎月第3水曜日開催)

場所 村役場 1階ロビー

対象 介護を受けている方、もの忘れが気になる方とご家族

内容 誰でも気兼ねなく集まって、ゆんたくや軽い運動・ゲームなどで一緒に楽しみます。認知症や介護の相談もできます。

お問い合わせ：恩納村地域包括支援センター
☎966-1207

4月・5月 体育大会予定表

月	日	競技・会場
4	7(日)	駅伝(宇加地～安富祖)
	14(日)	野球(赤間ボールパーク、コミュニティ広場) ※28日は予備日
	21(日)	
	28(日)	
5	5(日)	ソフトボール (赤間ボールパーク、サブグラウンド) ※19日は予備日
	12(日)	
	19(日)	

※日程は変更になる場合があります。

お問い合わせ：恩納村体育協会
(教育委員会内)☎966-1210